

議案第19号

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月16日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

東立石四丁目地区防災街区整備地区計画等の区域内における建築物の制限について、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
(平成6年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項中「耐火建築物(法第2条第9号の2に規定する耐火建築物)」を「耐火建築物等(法第53条第3項第1号イに規定する耐火建築物等)」に、「耐火建築物又は準耐火建築物(法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物)」を「耐火建築物等又は準耐火建築物等(法第53条第3項第1号ロに規定する準耐火建築物等)」に改め、同条第2項中「設けられる等」を「設けられていることその他の」に改め、同条第4項第1号中「平家建」を「平家建て」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物で、主要構造部が不燃材料(法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で造られたものその他これに類する構造のもの

第6条の3第4項第3号中「不燃材料で造り」を「、不燃材料で造られ」に改める。

第6条の4第2号中「平家建」を「平家建て」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物で、主要構造部が不燃材料で造られたものその他これに類する構造のもの

第6条の4第4号中「不燃材料で造り」を「、不燃材料で造られ」に改める。

第6条の5第1号中「平家建」を「平家建て」に改める。

第10条中「第137条の18第3項」を「第137条の19第3項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。